



平成 年 月 日  
麻布 税務署長 殿

納税地 東京都港区赤坂六丁目12番11号  
電話 (03) 5575 - 3111

法人名 一般財団法人 風に立つライオン基金  
法人番号 7010405014109

代表者 山口 保  
住所 東京都豊島区目白三丁目9番6号

事業種目 演芸・スポーツ等興行団

同非区分 特定 同族会社 非同族会社

経理責任者 自署押印

旧納税地及び旧法人名等

添付書類

白色申告 一連番号 00295944

整理番号 00295944

事業年度 (至) 年 月 日

売上金額 7

申告年月日 年 月 日

申告区分

法人税 中間 期後 修正 地方 法人税 中間 期後 修正

平成 28 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 確定 申告書  
課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書  
平成 29 年 3 月 31 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日) の計算期間

翌年以降 送付要 否 適用額明細書 提出の有無 有 (無)

税理士法第30条の書面提出有 (有) 税理士法第33条の2の書面提出有 (有)

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	十億	百万	千	円
1		- 3939601		
法人税額 (54) 又は (55)				0
法人税額の特別控除額				
差引法人税額 (2) - (3)				0
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別加算額				
土地譲渡金			000	
留保金			000	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)				0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額				
控除税額 ((10) - (11) + (18)のうち少ない金額)				0
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12)				00
中間申告分の法人税額				00
差引確定法人税額 (13) - (14) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(25)へ記入)				00

  

所得税の額 (別表六(一)「13」)	十億	百万	千	円
16				64
外国税額 (別表六(二)「16」又は別表六(五)の②「16」)				
計 (16) + (17)				64
控除した金額 (12)				
控除しきれなかった金額 (18) - (19)				64
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)				0
同上 (別表三(二)の②「28」)				0
同上 (別表三(三)「23」)				00
この申告による還付金額 (20)				64
中間納付額 (14) - (13)				
欠損金の繰戻しによる還付請求税額				
計 (24) + (25) + (26)				64
この申告前の所得金額又は欠損金額 (60)				
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (65)				00
欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計 + (別表七(二)「9」若しくは「12」又は別表七(三)「10」)				
翌年以降繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)				

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準の課税標準法人税額	32			0
課税標準法人税額 (32) + (33)	34			000
地方法人税額 (58)	35			0
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	36			
所得地方法人税額 (35) + (36)	37			0
外国税額の控除額 (別表六(二)「16」又は別表六(五)の②「16」)	38			
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	39			
差引地方法人税額 (37) - (38) - (39)	40			00
中間申告分の地方法人税額	41			00
差引確定地方法人税額 (40) - (41) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	42			00

  

この申告による還付金額 (41) - (40)	43			
この申告前の所得金額に対する法人税額 (68)	44			
課税留保金額に対する法人税額 (69)	45			
課税標準法人税額 (70)	46			000
この申告により納付すべき地方法人税額 (74)	47			00
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額				
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		平成 年 月 日	決算確定の日	29 5 23
選ずる金融機関等		銀行 本店(支店) 郵便局名等 みずほ 金庫・組合 新宿中央 出張所 普通預金 農協・漁協 本所・支所		
口座番号	4117401	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-	

別表一 (一) 普通法人 (特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分... 平成二十八・四・一以後終了事業年度等分(平成二十八・一以後開始事業年度等用)